

スマートシティたかまつ推進協議会 データ提供・利用に関する規約

(目的)

第1条 本規約は、スマートシティたかまつ推進協議会（以下「協議会」という。）の会員及び参画事業者が共通プラットフォームにおいて、適正かつ効果的にデータを利活用するため、データの提供・利用についての基本事項を定める。

(定義)

第2条 本規約において使用する以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとする。

(1) 「参画事業者」とは、協議会のワーキンググループ参加者（ワーキンググループ解散後の事業関係者を含む。）のうち、次の者を指すものとする。

ア 協議会会員

イ 協議会会員以外の事業者等

(2) 「データ」とは、参画事業者が保有するデータ（統計化等の加工を施したデータを含む。）であって、共通プラットフォームに対して提供されるデータ（共通プラットフォームに対して提供する目的をもって、事前の検討段階において、協議会に提供されるデータを含む。以下同じ。）を指すものとする。

(3) 「データ提供者」とは、参画事業者のうち、共通プラットフォームに対してデータを提供する事業者等を指すものとする。

(4) 「分析データ」とは、データ提供者から提供を受けたデータを用いて作成したデータを指すものとする。

(5) 「データ利用者」とは、データ提供者からデータの利用を許諾された者を指すものとする。

(データの提供・利用)

第3条 データ提供者がデータを提供する際には、提供するデータの種類・内容、提供期間、利用許諾範囲等を記載した申出書（様式1）を協議会に提出するものとし、協議会は、誠意をもって申出書の内容を遵守するものとする。

2 協議会は、協議会会員以外の参画事業者がデータを提供・利用する際には、データの提供・利用に関する誓約書（様式2）を協議会に提出させるものとする。

3 第1項により提出した申出書の内容に変更が生じる場合やデータの提供を終了する場合も、データ提供者は、申出書を協議会に提出するものとする。

4 前項の場合、変更又は終了日の1か月前までに、申出書を提出するものとし、協議会はすみやかに申出書に記載のとおり対応するものとする。ただし、当該申出以前に作成された分析データの利用の中止及び削除は必要ないものとする。

(データの提供方法)

第4条 データ提供者が、データを電子的手段により提供する場合は、次の事項を十分留意

し提供するものとする。

- (1) 電子メールやオンラインストレージを使用したファイル転送及び記録媒体(CD-ROM、DVD-ROM等)による提供方法を用いる場合は、ファイルの暗号化やパスワードロックなどを施し、安全に転送できる方法を用いるものとする。
- (2) データ提供者は、自らの費用及び責任において、統計化等の加工を施すことにより、個人情報の保護に関する法律第2条第6項に規定する個人データに該当しないデータとなるよう処理した上で提供する。ただし、データ提供者が、自らの費用及び責任において、統計化等の加工を施すことが困難な場合は、データ利用者の費用及び責任において、統計化等の加工を施すことにより、個人情報の保護に関する法律第2条第6項に規定する個人データに該当しないデータとなるよう処理することもできるものとする。
- (3) データ提供者は、前号に定める処理に当たり、協議会又は参画事業者の協力を求めることができる。

(データの取り扱い)

第5条 協議会及び参画事業者は、データ提供者から提供を受けたデータを取り扱うに当たり、不正アクセス又は情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

(保証)

第6条 データ提供者は、データが第三者の知的財産権、その他一切の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。

(データの提供対価)

第7条 データ提供者が、データを提供する際には、無償にて提供するものとする。ただし、データ提供者からの申し出があった場合は、協議会で別途、協議する。

(データの権利)

第8条 データ提供者は、本規約に基づき提供するデータについて、その著作権を放棄し、申出書記載の者に対してあらゆる利用を許諾する(クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの利用ルールでは「CC0」に該当)ものとする。ただし、データ提供者より申し出があった場合は、協議会で別途、協議する。

2 協議会は、協議会会員に分析データを提供する場合は、協議会会員が協議会の設立目的の範囲内で自ら利用することを許容する限りにおいて著作権を放棄し、協議会会員に利用を許諾する。

(免責事項)

第9条 協議会及びデータ提供者は、参画事業者がデータを利用したことに関連して参画事業者が生じた損害その他の不利益について一切の責任を負わないものとする。協議会は、参画事業者が生じた当該不利益について、参画事業者の費用及び責任において一切の解決を図らせるとともに、協議会及びデータ提供者に対して賠償、補償その他一切の請求をさせてはならないものとする。

- 2 協議会及びデータ提供者は、協議会会員が分析データを利用したことに関連して協議会会員に生じた損害その他の不利益について一切の責任を負わないものとする。協議会は、協議会会員に生じた当該不利益について、協議会会員の費用及び責任において一切の解決を図らせるとともに、協議会及びデータ提供者に対して賠償、補償その他一切の請求をさせてはならないものとする。
- 3 協議会及びデータ提供者は、自らの費用及び責任において本規約の履行にあたるものとし、本規約の履行において、その一方に損害その他の不利益が生じた場合においても、他の一方に故意又は重過失がある場合を除き、互いに賠償、補償その他の請求をすることができないものとする。

(別途協議)

第10条 本規約に定めがない事項又は本規約に生じた疑義について、協議会、データ提供者、参画事業者は、誠実に協議して解決を図るものとする。